

## 特定施設とは

排水の水質規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設です。  
次の2種類が、下水道法における特定施設です(下水道法第11条の2 第2項)

1. 水質汚濁防止法に規定する特定施設  
人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められています。
2. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設  
ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められています。

## 事業者の義務について

法令に定める特定施設を有する工場及び事業場並びに除害施設を有する工場及び事業場には、下水道法及び三鷹市下水道条例等で、次のような義務付けがなされています。

1. 水質の測定記録義務等(下水道法第12条の12)  
継続して下水を排除して、公共下水道を使用する特定施設の設置者は、その下水の水質を測定し、その結果を記録しなければなりません。測定方法、測定箇所、記録の方法については水再生課まで問い合わせください。
2. 報告の義務(下水道法第39条の2)  
排除してはならない下水を排除する者は市長の求めに応じて、その下水を排除する工場・事業場の状況、除害施設、又は排除する下水の水質に関して報告しなければなりません。
3. 立入り検査に応じる義務(下水道法第13条)  
公共下水道の機能・構造を保全するために、排水設備・特定施設・除害施設その他について、必要に応じて立入り検査ができることになっています。

## 公共下水道には流してはいけない下水があります

公共下水道には何でも流せるわけではありません。例えば、強い酸性の水を流すと下水道管は損傷し、強いシアンを含む水を流すと下水道管内での作業が危険になります。そのようなものが公共下水道へ流された場合、どのような影響があるか次の表に示します。

規制項目	流された場合の影響
水素イオン濃度(pH)	下水道管を壊します。他の排水と混合すると有害ガスが発生します。
生物化学的酸素要求量(BOD)、窒素、磷	高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。
浮遊物質(SS)	下水道管内の掃除を増加させます。下水道管を詰まらせます。
ノルマルヘキササン抽出物質	下水道管を詰まらせます。火災の危険もあります。
シアン	下水道管内の作業を危険にします。 下水処理場の生物処理の機能を低下させます。 汚泥の処理、処分を困難にします。
アルキル水銀、有機燐、鉛、総水銀、カドミウム、砒素、六価クロム、銅、亜鉛、クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン、PCB	下水処理場の生物処理の機能を低下させます。 汚泥の処理、処分を困難にします。
フェノール類、ふっ素	下水処理場の生物処理の機能を低下させます。
沃素消費量	下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水道管内作業を危険にします。
温度	下水道管内の作業を妨げます。

以上のような物質の流入を防止し、下水道の働きを常に正常な状態に保持するため、三鷹市では下水道に流す水質の基準を定めています。工場及び事業場は、この水質基準を超える下水を流すことはできません。

水質基準を超えるおそれのある下水は、汚水の処理施設(除害施設)を設けるなど、何らかの対策をした後に下水道に流さなければなりません。

## 下水排除基準を超えないようにするには

工場・事業場から排除される水を基準値内にするには、まず次のことについて検討してみてください。

1. 製造方法、工程等を工夫する。
2. 薬品、原材料の使用方法を工夫する。又はこれらの使用量を節約する。
3. 廃液を回収する。又は処理業者へ処理を委託する。  
これらの方法によっても下水排除基準を超える場合には除害施設等を作り、下水を処理する必要があります。

## 【特定施設の設置等の届出】 特定施設に関する届出は、次のとおりです。

届出を要する場合	届出書の種類	届出内容	届出の期限
特定施設を設置する者で、公共下水道を使用する場合、又は使用水量が変更となった場合(下水道法第11条の2)	公共下水道使用開始(変更)届出書	下水の量及び水質、用水及び排水の系統	あらかじめ
公共下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置しようとする場合(下水道法第12条の3第1項)	特定施設設置届出書	① (個人の場合)住所及び氏名(法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ② 工場又は事業場の名称及び所在地	設置の60日前までに提出※(実施制限期間60日)
公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合(下水道法第12条の3第2項)	特定施設使用届出書	③ 特定施設の種類 ④ 特定施設の構造 ⑤ 特定施設の使用の方法 ⑥ 特定施設から排出される汚水の処理の方法	特定施設になった日から30日以内
すでに特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道を使用する場合(下水道法第12条の3第3項)	特定施設使用届出書	⑦ 下水の量及び水質、用水及び排水系統	公共下水道を使用することになった日から30日以内
届出者が特定施設の構造等、届出内容の④～⑦を変更しようとする場合(下水道法第12条の4)	特定施設の構造等変更届出書		変更の60日前までに提出※(実施制限期間60日)
届出者が氏名等、届出内容の①、②を変更した場合(下水道法第12条の7)	氏名変更等届出書	変更の内容等	変更、もしくは実施した日から30日以内
特定施設の使用を廃止した場合(下水道法第12条の7)	特定施設使用廃止届出書	廃止の内容等	廃止した日から30日以内
届出者の地位を承継した場合(下水道法第12条の8第3項)	承継届出書	承継の内容等	承継した日から30日以内
特定施設の設置、又は構造等の変更の工事が完了した場合(三鷹市下水道条例施行規則第11条)	工事完了等届出書	工事完了の年月日等	工事完了後5日以内

※実施制限期間を短縮できる場合有り

## 【除害施設の設置等の届出】 特定施設がなくても、次のような場合は届出が必要となります

届出を要する場合	届出書の種類	届出の内容	届出の期限
50m <sup>3</sup> /日以上排水を排出する事業場が新たに公共下水道を使用する場合又は使用水量が変更となった場合(下水道法第11条の2)	公共下水道使用開始届出書	下水の量及び水質、用水及び排水の系統	あらかじめ
公共下水道を使用している者で、除害施設を新しく設置しようとする場合及び除害施設の構造等、届出内容の③～⑥を変更しようとする場合(三鷹市下水道条例第7条第1項)	除害施設新設等及び使用の方法の変更届出書	① (個人の場合)住所及び氏名(法人の場合)名称、住所及び代表者の氏名 ② 工場又は事業場の名称及び所在地 ③ 排出口の数 ④ 除害施設に係る汚水を排出する施設の種類・構造・使用の方法 ⑤ 除害施設の使用の方法 ⑥ 除害施設の汚水の処理の方法 ⑦ 下水の量及び水質、用水及び排水系統	設置、もしくは変更の60日前までに提出※(実施制限期間60日)
届出者が氏名等、届出内容の①、②を変更した場合(三鷹市下水道条例第7条第2項)	氏名変更等届出書	変更の内容等	変更、もしくは実施した日から30日以内
除害施設の使用を廃止した場合(三鷹市下水道条例第7条第2項)	除害施設使用廃止届出書	廃止の内容等	廃止した日から30日以内
届出者の地位を承継した場合(三鷹市下水道条例第7条の3)	承継届出書	承継の内容等	承継した日から30日以内
除害施設新設等及び使用の方法の変更届出書に基づく工事が完了した場合(三鷹市下水道条例施行規則第11条)	工事完了等届出書	工事完了の年月日等	工事完了後5日以内

※実施制限期間を短縮できる場合有り